

「大阪府子ども計画(素案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方

【募集期間】 令和6年12月18日(木曜日)から令和7年1月16日(木曜日)まで

【募集方法】 電子申請・郵便・ファクシミリ

【募集結果】 137名の方から173件のご意見・ご提言をいただきました(うち公表を望まないもの33件)。いただいたご意見・ご提言についての府の考え方は、次のとおりです。

府民意見等の要旨	大阪府の考え方
第9章 都道府県社会的養育推進計画の「11当事者であるこどもの権利擁護の取り組み(意見聴取・意見表明当支援等)」の中に、意見表明支援事業の展開やアンケートによる意見聴取などはあるが、子どもが意見を表明し叶えてもらえた体験ができる仕組みづくりが大切だと思う。また、その仕組みをつくるためには「こどもの参画」が非常に重要であると考えています。そのため、府の取り組みとして「子どもが意見を言い合える場や叶えてもらえた体験ができるよう、こどもを参画させた仕組みづくりに努める」などの記載があっても良いのではと思う。 また、第9章 都道府県社会的養育推進計画の「13 母子生活支援施設の活用について」の「整備・取組方針」に記載されている「市町村への理解促進を図ります。」について、現状、入所事業も新たな家庭支援事業への参画に関しても市町村の判断に委ねられている。そのため、「地域支援の向上のため市町村が母子施設と協働する必要があるとの理解が得られるような働きかける」といった記載がある方が良いのではと思う。	府では施設入所等の措置や一時保護が採られている児童等の処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験をする意見表明等支援員が聴取する意見表明等支援事業を実施しており、子どもの意見を汲み取る仕組みを充実するとともに、表明された意見が児童にフィードバックされるよう、施設職員等への研修や啓発プログラムを通じた周知・理解醸成に取り組んでいます。 また、母子生活支援施設は、困難な問題を抱える妊産婦や親子関係再構築に係る支援など、幅広く活用される施設であり、府と施設が協働して情報交換等を進めながら、市町村への理解促進を図っていきます。
第9章 都道府県社会的養育推進計画の「4 児童相談所の強化等に向けた取組」について、市町村の相談支援体制の整備をお願いしたい。特に中核市で新規で開設されるところへの支援の充実をお願いしたい。 市町村のみでは職員の数が限られているので、研修の充実には限界があると思う。市の体制によりますが、実際に対応する職員の資質・経験の影響は大きいと考えられる。回数・内容・他市町村への異動交流等を含め、より一層の研修を受けやすい体制づくりをお願いしたい。	中核市の児童相談所設置について、各中核市の意向を踏まえ、派遣研修の受入や児童相談所の運営ノウハウの提供などにより児童相談所が円滑に設置されるよう支援しています。 また、市町村こども家庭センターの統括支援員向けの実務研修や市町村の児童虐待対応のための研修等を実施するなど、引き続き研修の充実を図っていきます。
第9章 都道府県社会的養育推進計画の「5 一時保護機能の強化に向けた取組」について、一時保護施設の拡充をお願いしたい。また、一時保護の際、子どもの意見を大切にしたいが、客観的に自分のことを把握できる子どもが全てではないので、まず命第一、安全確保をお願いしたい。 施設が少ないこともあって、一時保護の際、家に帰すのが心配というリスクが高いまま、保護解除になったケースがある。一時保護解除後、正確に子どもの現状を把握することが難しくなったケースがある。 せめて子どもたちには一時保護がよかったんだと思えるように対応していただきたい。一時保護により生活環境は大きく変わる。安全が確保される案件だが、せめて学校が変わらないような対応を増やすなど、一人ひとりの細やかなニーズに対応できるような施策を望む。	府では、令和5年10月に3か所目の一時保護施設を開設しており、府内中核市の児童相談所設置の動向も注視しながら、現在の定員を維持する方針です。 児童一人ひとりのニーズを踏まえた一時保護の受け皿確保や、一時保護中の環境の充実が重要であると認識しており、引き続き、一時保護中の児童の権利擁護、環境整備等の課題整理や今後の対応にかかる検討を進めてまいります。